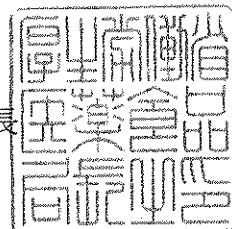


薬食発第 0307001 号
平成 19 年 3 月 7 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



名称を記載しなければならない医薬部外品の成分の別名等について

成分の名称を記載しなければならない医薬部外品の成分については、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 59 条第 6 号及び第 61 条第 4 号の規定に基づく、「薬事法第 59 条第 6 号及び第 61 条第 4 号の規定に基づき名称を記載しなければならないものとして厚生労働大臣の指定する医薬部外品及び化粧品の成分」（平成 12 年厚生省告示第 332 号。以下「告示」という。）において示しているところである。また、名称を記載しなければならない医薬部外品の成分の別名等については、平成 13 年 3 月 29 日付け医薬発第 270 号厚生労働省医薬局長通知「名称を記載しなければならない医薬部外品の成分の別名等について」（以下「平成 13 年局長通知」という。）により示してきたところである。

今般、「日本薬局方を定める件」（平成 18 年厚生労働省告示第 285 号）をもって、第十五改正日本薬局方が告示され、平成 18 年 4 月 1 日より施行されるとともに、「医薬部外品原料規格 2006 について」（平成 18 年 3 月 31 日付け薬食発第 0331030 号厚生労働省医薬食品局長通知）が発出され、平成 18 年 4 月 1 日より施行されることにより、収載成分名に変更があったことから、名称を記載しなければならない医薬部外品の成分の別名等については下記により取り扱うこととしたので、御了知の上、貴管下関係業者に周知方よろしく御配慮願いたい。

なお、平成 19 年 3 月 7 日をもって、平成 13 年局長通知は廃止する。

記

- 1 告示に掲げられた医薬部外品の成分（以下「告示成分」という。）のうち、複数の成分が含まれる場合の当該成分例及び成分の名称として別名又は略称を使用することができる事例を別表に示したこと。

なお、I欄（告示名）は告示成分の名称を、II欄（該当成分例）は複数の成分が含まれる場合の告示成分に該当する成分の例を、III欄（別名又は略称）は該当成分例の別名又は略称名を、IV欄（III欄の別名又は略称）はIII欄に掲げた名称の別名又は略称名をそれぞれ示すものであること。

- 2 告示成分のうち別表のI欄に示した成分については、同表のII欄、III欄又はIV欄に掲げた名称で表示することとし、その他の告示成分については、原則として告示されたとおりの名称で表示すること。
- 3 配合されている成分に付随する成分（不純物を含む。）であって、当該製品中にはその効果が発揮されるより少ない量しか含まれないもの（いわゆるキャリーオーバー成分）については、当該成分が告示成分に該当する場合であっても表示の必要はないこと。
- 4 本通知は、平成19年3月7日より適用すること。ただし、平成21年3月7日までの間は、なお従前の例によることができること。

(別表)

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
4 安息香酸及びその塩類	安息香酸 安息香酸ナトリウムカフェイン 安息香酸ナトリウム 安息香酸アルミニウム	アンナカ 安息香酸Na 安息香酸Al	安息香酸塩
6 イソプロピルメチルフェノール	同左	シメント5-オール	
9 ウンデシレン酸及びその塩類	ウンデシレン酸 ウンデシレン酸亜鉛		
10 ウンデシレン酸モノエタノールアミド	同左	ウンデシレナミドMEA	
11 エデト酸及びその塩類	エデト酸 エデト酸ナトリウム水和物	EDTA エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム エチレンジアミン四酢酸2Na エデト酸ナトリウム エデト酸Na EDTAナトリウム EDTA-Na	エデト酸塩
		EDTA-2K EDTA-2Na EDTA-3Na EDTA-4Na	
		エデト酸二カリウムニ水塩 エデト酸二ナトリウム エデト酸三ナトリウム エデト酸四ナトリウム エデト酸四ナトリウムニ水塩 エデト酸四ナトリウム四水塩	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
12 塩化アルキルトリメチルアンモニウム	同左 塩化アルキル（16, 18）トリメチルアンモニウム 塩化アルキルトリメチルアンモニウム液 塩化アルキル（16, 18）トリメチルアンモニウム液	ベンゼントリモニウムクロロид 塩化ベニルトリメチルアンモニウム	※本成分については、炭素数の明記を省略して差し支えないこと。
13 塩化ジステアリルジメチルアンモニウム	同左 塩化ジステアリルジメチルアンモニウム末	ジステアリルジモニウムクロロид	
14 塩化ステアリルジメチルベンジルアンモニウム	同左	ステアラルコニウムクロロид	
15 塩化ステアリルトリメチルアンモニウム	同左	ステアルトリモニウムクロロид	
16 塩化セチルトリメチルアンモニウム	同左	セトリモニウムクロロид	
17 塩化セチルビリジニウム	同左	セチルビリジニウムクロロид	
18 塩化ベンザルコニウム	同左 塩化ベンザルコニウム液	ベンザルコニウム塩化物 ベンザルコニウム塩化物液	
19 塩化ベンゼトニウム	同左 塩化ベンゼトニウム液	濃塩化ベンザルコニウム液50	※本成分については、「塩化ベンザルコニウム液」を使用して差し支えないこと。
20 塩化ラナリルトリメチルアンモニウム	同左 塩化ラナリルトリメチルアンモニウム液	ラナリルトリモニウムクロロид	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
21 塩化リゾチーム	同左	塩酸リゾチーム リゾチーム塩酸塩	
22 塩酸アルキルジアミノエチルグリシン	同左	アルキル(C12-14)ジアミノエチルグリシンHCl	
23 塩酸アルキルジアミノエチルグリシン液		クロルヘキシジン2HCl クロルヘキシジン塩酸塩	
26 塩酸ジフェンヒドラミン	同左	ジフェンヒドラミンHCl ジフェンヒドラミン塩酸塩	
27 オキシベンゾン	同左	オキシベンゾン-3 アミノフェノール 硫酸アミノフェノール	
28 オルトアミノフェノール及びその硫酸塩		硫酸オルトアミノフェノール 硫酸アミノフェノール	
29 オルトフェニルフェノール	同左	フェニルフェノール	
31 カンタリスチンキ	同左	マメハニミヨウエキス	
33 グアイアズレンスルホン酸ナトリウム	同左	グアイアズレンスルホン酸Na	グアイアズレンスルホン酸塩
34 グルコン酸クロルヘキシジン	同左	グルコン酸クロルヘキシジン液	クロルヘキシジングルコン酸塩液
41 5-クロロー-2-メチル-4-イソチアゾリン-3-オ		メチルクロロイソチアゾリンオン メチルクロロイソチアゾリン	メチルクロロイソチアゾリンオン メチルクロロイソチアゾリン
42 酢酸-d ₁ -α-トコフェロール	同左	酢酸トコフェロール 酢酸DL-α-トコフェロール	ビタミンE酢酸エステル トコフェロール酢酸エステル

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
43 酢酸ボリオキシエチレンノリシアルコール	同左	酢酸ラネスー9 酢酸ラネスー10	
45 酢酸ラノリジアルコール	同左	酢酸ラノリル	
46 サリチル酸及びその塩類	サリチル酸 サリチル酸チタン サリチル酸ナトリウム		サリチル酸塩
50 ジイソプロパノールアミン	同左	DIPA	
51 ジエタノールアミン	同左	DEA	
52 システイン及びその塩酸塩	L-システイン DL-システイン DL-システィン(2) L-システィン(2)	システイン	
		塩酸システィン システイン塩酸塩	
		システインHCl	
55 ジブチルヒドロキシトルエン	同左	BHT	
56 1,3-ジメチロール-5,5-ジメチルヒダン トイン	同左	DMDMヒダントイン	
57 臭化アルキルイソキノリニウム	同左	ラウリルイソキノリニウムプロミド	
58 臭化セチルトリメチルアンモニウム	同左	セトリモニウムプロミド	
		臭化セチルトリメチルアンモニウム末	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
60 ショウキヨウチンキ	同左	ショウキヨウエキス	
	ショウキヨウ	生姜 乾生姜	
	ショウキヨウ末	生姜末 乾生姜末	
63 セチル硫酸ナトリウム	同左	セチル硫酸Na	セチル硫酸塩
64 セトステアリルアルコール	同左	セテアリルアルコール	
65 セラック	同左		
	精製セラック		
	白色セラック	白セラック	
66 ソルビン酸及びその塩類	ソルビン酸		
	ソルビン酸カリウム	ソルビン酸K	ソルビン酸塩
67 チオグリコール酸及びその塩類	チオグリコール酸		
	チオグリコール酸ナトリウム	チオグリコール酸Na	チオグリコール酸塩
	チオグリコール酸カルシウム	チオグリコール酸Ca	
	チオグリコール酸モノエタノールアミン	チオグリコール酸MEA	
	チオグリコール酸アンモニウム		
	チオグリコール酸モノエタノールアミン液	チオグリコール酸MEA液	
	チオグリコール酸アンモニウム液		
68 チオ乳酸塩類	チオ乳酸アンモニウム		
	チオ乳酸モノエタノールアミン	チオ乳酸MEA	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
70 直鎖型アルキルベンゼンズルホン酸ナトリウム	同左	アルキルベンゼンゼンスルホン酸塩 ドデシルベンゼンゼンスルホン酸Na ラウリルベンゼンゼンスルホン酸ナトリウム	
	ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム	ラウリルベンゼンゼンスルホン酸Na ラウリルベンゼンゼンスルホン酸Na液	ラウリルベンゼンゼンスルホン酸Na液
	ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム液	ラウリルベンゼンゼンスルホン酸ナトリウム液	ラウリルベンゼンゼンスルホン酸Na液
72 デヒドロ酢酸及びその塩類	デヒドロ酢酸	デヒドロ酢酸Na デヒドロ酢酸塩	デヒドロ酢酸塩
73 天然ゴムラテックス	同左	ゴムラテックス	
74 トウガラシチキンキ	同左	トウガラシキス トウガラシ トウガラシ末	トウガラシキス トウガラシ トウガラシ末
75 d I - α - トコフェロール	同左	トコフェロール ビタミンE	
77 トリイソブロバノールアミン	同左	TIPA	
78 トリエタノールアミン	同左	TEA	
79 トリクロサン	同左	トリクロロヒドロキシジフェニルエーテル	
80 トリクロロカルバニリド	同左	トリクロロカルバン	
81 トルエン-2, 5-ジアミン及びその塩類	トルエン-2, 5-ジアミン 塩酸トルエン-2, 5-ジアミン 硫酸トルエン-2, 5-ジアミン	トルエン-2, 5-ジアミンHCl トルエン-2, 5-ジアミン	
84 ニトロバラフェニレンジアミン及びその塩類	ニトロバラフェニレンジアミン 塩酸ニトロバラフェニレンジアミン 硫酸ニトロバラフェニレンジアミン	ニトロバラフェニレンジアミンHCl ヒドロキシメトキシベンジルノナミド ノナン酸バニリルアミド	
85 ノニル酸バニリルアミド	同左		

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
86 パラアミノ安息香酸エスチル	パラアミノ安息香酸エチル	エチルPABA	
	パラアミノ安息香酸グリセリル	グリセリルPABA	
87 パラアミノオルトクレゾール	同左	5-アミノオルトクレゾール	
	硫酸5-アミノオルトクレゾール	硫酸パラアミノオルトクレゾール	
89 パラアミノフェノール及びその硫酸塩	パラアミノフェノール 硫酸パラアミノフェノール		
90 バラオキシジ安息香酸エスチル	バラオキシジ安息香酸イソブチル バラオキシジ安息香酸イソプロピル	イソブチルバラベン イソブロピルバラベン	バラベン
	バラオキシジ安息香酸エチル	エチルバラベン	
	バラオキシジ安息香酸ブチル	ブチルバラベン	
	バラオキシジ安息香酸プロピル	プロピルバラベン	
	バラオキシジ安息香酸メチル	メチルバラベン	
	バラオキシジ安息香酸ベンジル	ベンジルバラベン	
91 パラクロルフェノール	同左	クロロフェノール	
92 パラニトロオルトフェニレンジアミン及びその硫酸塩	パラニトロオルトフェニレンジアミン 硫酸パラニトロオルトフェニレンジアミン		
93 パラフェニレンジアミン及びその塩類	パラフェニレンジアミン		
	塩酸パラフェニレンジアミン	バラフェニレンジアミンHCl	
	硫酸パラフェニレンジアミン		
94 パラフェノールスルホン酸亜鉛	同左	フェノールスルホン酸亜鉛	
95 パラメチルアミノフェノール及びその硫酸塩	パラメチルアミノフェノール 硫酸パラメチルアミノフェノール		
96 ハロカルバン	同左	クロフルカルバン	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
97 ピクラミン酸及びそのナトリウム塩	ピクラミン酸 ピクラミン酸ナトリウム	ピクラミン酸N _a	ピクラミン酸塩
98 N,N'-ビス(4-アミノフェニル)-2,5-ジアミノ-1,4-キノンジイミン	同左	バンドロフスキーベース	
101 2-(ヒドロキシ-5-ニトロ-2',4'-ジアミノ)ソベニゼン-5-スルホン酸ナトリウム	同左	クロムブルーアンRH	
102 2-(2-ヒドロキシ-5-メチルフェニル)ペソツジアゾール	同左	ドロメトリゾール ヒドロキシメチルフェニルベンゾトリアゾール	
105 N-フェニルパラフェニレンジアミン類	N-フェニルパラフェニレンジアミン	パラアミノジフェニルアミン	
	塩酸N-フェニルパラフェニレンジアミン	塩酸パラアミノジフェニルアミン	パラアミノジフェニルアミンHCl
	酢酸N-フェニルパラフェニレンジアミン	酢酸パラアミノジフェニルアミン	
106 フェノール	同左	石炭酸	
107 ブチルヒドロキシアニソール	同左	BHA	
108 プロビレングリコール	同左	PG	
112 ポリエチレングリコール (平均分子量600以下のもとに限る。)	ポリエチレングリコール200 ポリエチレングリコール300 ポリエチレングリコール400 ポリエチレングリコール600	PEG-4 PEG-6 PEG-8 PEG-12	ポリエチレングリコール

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
113 ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸塩類	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸トリエタノールアミン ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸塩類	ラウレス硫酸丁エア ラウレス硫酸トリエタノールアミン	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸塩 ラウレス硫酸トリエタノールアミン
	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸ナトリウム	ラウレスー12硫酸Na ラウレスー5硫酸Na ラウレスー7硫酸Na ラウレスー8硫酸Na ラウレス硫酸Na	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸塩
	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸アンモニウム液	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸ジエタノールアミン・ヤシ油脂肪酸ジエタノールアミド 混合物	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸D/E A・ヤシ油脂防酸ジエタノールアミド混合物

I (告示名)	II (該当分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
114 ポリオキシエチレンラノリン	同左	PEG-5ラノリン PEG-10ラノリン PEG-20ラノリン PEG-24ラノリン PEG-27ラノリン PEG-30ラノリン PEG-35ラノリン PEG-40ラノリン PEG-50ラノリン PEG-55ラノリン PEG-60ラノリン PEG-75ラノリン PEG-85ラノリン PEG-100ラノリン PEG-150ラノリン	
115 ポリオキシエチレンラノリソルコール	同左	ポリオキシエチレンラノリソルコール (2) ラヌス-5 ラヌス-10 ラヌス-15 ラヌス-16 ラヌス-20 ラヌス-25 ラヌス-40 ラヌス-50 ラヌス-60 ラヌス-75	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
116 ホルモン	エストラジオール エストロン エチニルエストラジオール 酢酸コルチゾン ジエチルスチリベルベストロール ヒドロコルチゾン ブレドニゾロン ブレドニン ヘキセストロール		
119 メタフェニレンジアミン及びその塩類	メタフェニレンジアミン 塩酸メタフェニレンジアミン 硫酸メタフェニレンジアミン	メタフェニレンジアミンHCl	
120 2-メチル-4-イソチアツリン-3-オン	同左 メチルクロロイソチアツリノン・メチルイソチアツリノン メチルノン酸	メチルイソチアツリンオン メチルイソチアツリノン	
121 キシメチル-2,5-ジオキソ-4-イミダゾリジニル) ウレア】	(3-ヒドロ	イミダゾリジニルウレア	
122 モノエタノールアミン	同左 モノエタノールアミン液	MEA エタノールアミン MEA液	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
123 ラウリル硫酸塩類	ラウリル硫酸トリエタノールアミン ラウリル硫酸ジエタノールアミン ラウリル硫酸モノエタノールアミン ラウリル硫酸ナトリウム ラウリル硫酸カリウム ラウリル硫酸マグネシウム ラウリル硫酸アンモニウム ラウリル硫酸マグネシウム液	ラウリル硫酸TEA ラウリル硫酸DEA ラウリル硫酸MEA ラウリル硫酸Na ラウリル硫酸K ラウリル硫酸Mg ラウリル硫酸Am	ラウリル硫酸塩
124 ラウロイルサルコシンナトリウム	同左	ラウロイルサルコシンNa	ラウロイルサルコシン塩
125 ラノリン	同左 加水ラノリン 精製ラノリン		
127 磺元ラノリン	同左	水添ラノリン	
128 懹質ラノリン	同左	ラノリソロウ	
130 水素添加ラノリーンアルコール	同左	水添ラノリーンアルコール	
132 ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール	ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール200 ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール300 ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール400 ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール600 ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール1000	ラノリン脂肪酸PEG-4 ラノリン脂肪酸PEG-6 ラノリン脂肪酸PEG-8 ラノリン脂肪酸PEG-12 ラノリン脂肪酸PEG-20	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
医薬品等使用することができるタール色素を定める省令(昭和41年厚生省令第30号)別表第1、別表第2及び別表第3に掲げるタール色素 140	赤色2号 だいだい201号 他当省令の別表第1、別表第2及び別表第3に掲げるタール色素すべて	赤2 橙201 赤色2号及び橙201号の別名又は略称と同様の省略	

(注意 1) 140 医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令(昭和41年厚生省令第30号)の別表第1、別表第2及び別表第3に掲げるタール色素のうち、アルミニウムレーキ、バリウムレーキ及びジルコニウムレーキの各レーキ名は省略して差し支えないこと。

(注意 2) II欄(該当成分例)に掲げている成分で波や末が付記される成分については、波や末を除いた名称を用いて差し支えないこと。
なお、波や末を除いた名称がII欄に掲げられている場合にあっては、その別名等であるⅢ欄及びIV欄に掲げる名称を用いて差し支えないこと。